

## 県立尼崎北高校 いじめ防止基本方針

### 1 本校の方針

本校は、「自主・自律・愛情・協調」を校訓とし、道徳性の涵養と健全な生活態度・生活習慣の育成、人間尊重の精神と国際理解に基づく共生の心の育成を教育方針の柱として、良き伝統を継承しつつ人格の陶冶を図っている。

このたび、本校生徒が個性を伸ばし、健全で安心できる学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処について、その基本方針を定める。

### 2 「いじめ」の定義について

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 3 基本的な考え方

本校では、校訓及び教育方針をふまえ、生徒の自主性・自律性を大切にしながら、「北高祭」や地域貢献の推進に代表される多彩で活発な学校行事及び集団生活の中で愛情・協調を涵養したいと考えている。あわせて、HR活動、生徒の内面理解のための教育相談の充実につとめ、命と人権を尊重した、いじめを見逃さない生活環境・指導体制を構築する。

### 4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

#### (1) 指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員および心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

(別紙1) 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気付きにくい場所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(別紙2) チェックリスト

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめ対応に係わる教職員の資質向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

(別紙3) 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合における、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。 (別紙4) 組織的対応

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合や精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」における「相当の期間」については、不登校の定義に準じて、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」と言うような申し立てがあった時は、校長が判断し、適切かつ速やかに対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解決に向けて対応する。

## 6 その他の事項

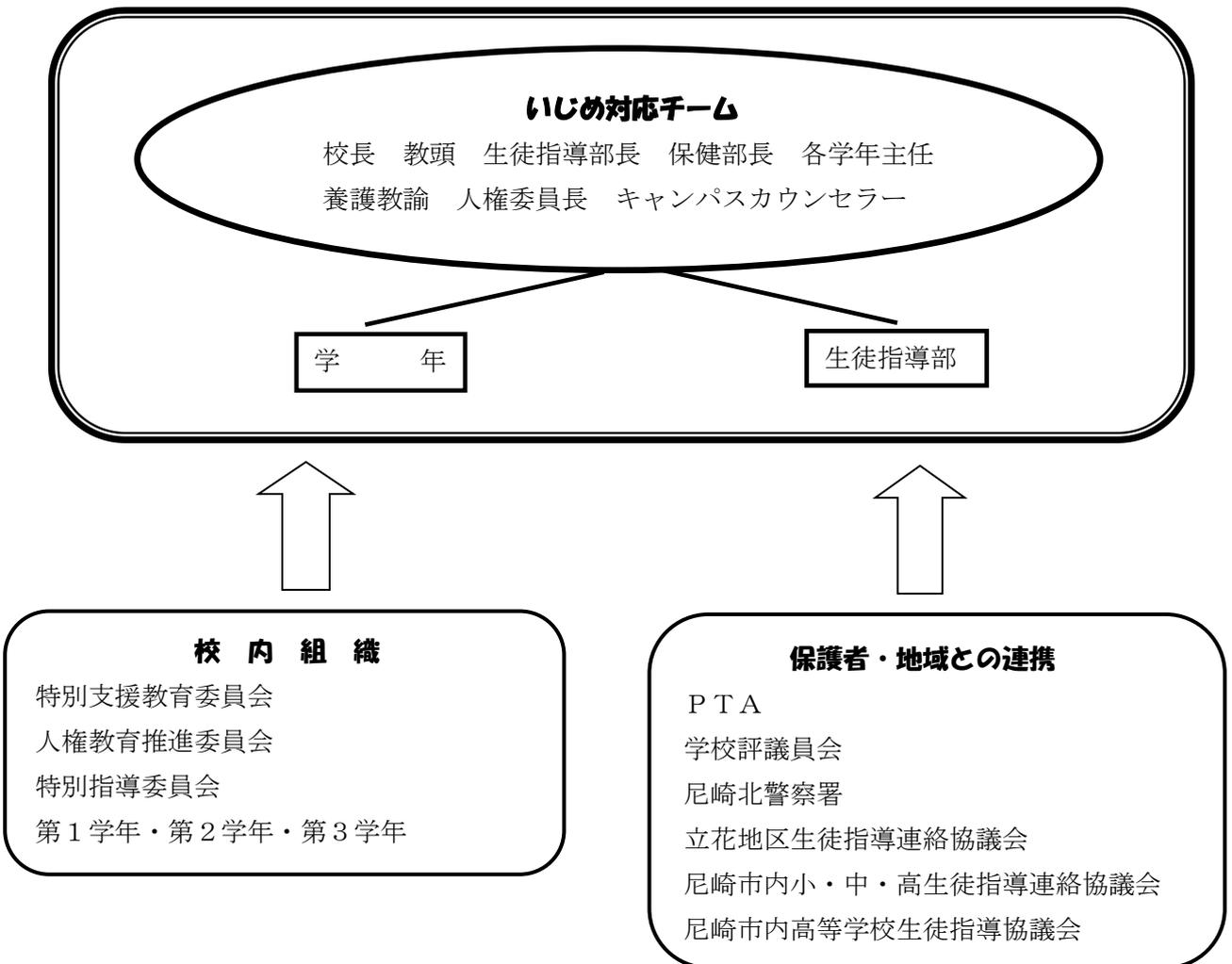
地域に開かれた高校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、三者面談、保護者会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒意見を取り入れるなど、いじめ防止等に生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめの早期発見、早期対応」の実現を目指し、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の学年、教員、部活動がいじめの問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するため、アンケートや個人面談を活用し、検証・評価を定期的に行う。

### 《いじめ対応チームの構成》





## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 教室の机が乱れている
- 教師がそばにいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れている又は落書きがある
- 班分けをすると特定の子どもが孤立する
- 班机にすると机と机の間にすき間ができる
- 特定のグループが他を寄せ付けない雰囲気
- 些細なことであげ足をとったり冷やかしたりする雰囲気
- 特定の子どもを周囲が気遣っている雰囲気
- 授業中、教職員に見えないように消しゴムやゴミを投げるなどの行為がある

### いじめ等の行為を受けている子ども

- 遅刻・欠席・早退が増える
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ
- 遅刻・欠席・早退の理由を明確にしない
- 体調不良（頭痛・腹痛・吐き気等）を訴える
- 保健室、トイレに立つ回数が増える
- 授業中の発言を冷やかされる又は強要される
- 班分けで孤立、又は班活動に参加できない
- 何か起こるとすぐに周りから名指しされる
- 
- 休み時間に自分の席から離れようとしめない
- 休み時間になると用もなく廊下や階段を歩いたり、職員室や保健室を訪れたりする
- 一見友達と遊んでいるように見えるが、常に顔色を伺って行動している
- 昼食時、一人で黙々と食べている
- 清掃時、一人で黙々と掃除をしている又はいつもゴミ捨てを任されている
- 教科書、靴、鞆、傘など持ち物が紛失又は壊されたり汚されたりなどした状況で発見される
- 部活に行きたがらない
- 部活に遅刻すると罰ゲームをされる
- 部活時、一人で準備片づけをさせられる
- 部活の練習で集中攻撃される又は仲間外れ（ペア練習の相手等になれない）
- 特定の子どもが使用した用具を他の生徒が使用したと見られる
- 部活の欠席が増え、理由を明確にしない又は突然の退部を申し出た
- 不自然な言動が見られ周囲の動向に過剰に反応する（周囲を必要以上に気遣う）
- 悪口を言われても愛想笑いで流している
- 日誌や提出物のコメントに陰りのある表現が見受けられる
- ネット上での誹謗中傷、勝手なプロフ等の作成による個人情報の漏えい

### いじめ等の行為をしてしまっている子ども

- 家庭不和など、多くのストレスを抱えている
- 家や家庭で悪者扱いされていると思っている
- 教師と生徒の前であからさまに態度が異なる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発だが好き嫌いが激しく他人に厳しい
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 特定の子どもの発言に周りが迎合する
- 教職員が近づくと急に仲の良いふりをする
- 教職員が近づくと急にグループの子どもが分散し、その後また集まってくる
- クラスで自己中心的な発言が目立ちボスの存在の子どもがいる
- 同級生にも関わらず会話の中に差別や蔑視の言動が見受けられる
- お金を賭けたゲームをしている
- 頻繁に金品の貸し借りをしている
- 食べ物や遊びの代金をたかる
- 教職員の指導を素直に受け取れず反抗する
- 他者に対し攻撃的で威嚇するような言動が出る

## 令和7年度 兵庫県立尼崎北高等学校 いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修など	←-----											
	-----→											
	年間指導計画立案			アンケート分析、職員・カウンセラー会議及び研修					アンケート分析、職員・カウンセラー会議及び研修			アンケート分析、職員・カウンセラー会議及び研修
	いじめ対応チーム会議①	保護者会における保護者向け啓発		いじめ対応チーム会議②				保護者会における保護者向け啓発		いじめ対応チーム会議③		いじめ対応チーム会議④
			カウセリングマインド研修①					カウセリングマインド研修②				
未然防止へ向けた取り組み	いじめの未然防止に関する職員研修	学校評議員会①										学校評議員会②
	校長講話 生徒指導部長講話			校長講話 生徒指導部長講話			校長講話 生徒指導部長講話		校長講話 生徒指導部長講話	校長講話 生徒指導部長講話		校長講話 生徒指導部長講話
	2,3年学年集会	生徒会執行部指導→ 全校生徒啓発					各学年集会			各学年集会		
	1年生オリエンテーション									校長講話(震災追悼行事)		
			文化祭での展示→ 生徒会執行部の啓発活動									
早期発見へ向けた取り組み			いじめアンケート①					いじめアンケート②			いじめアンケート③	
	個人面談			三者懇談			個人面談					
	中学校訪問	市内高等学校生徒指導協議会①					市内高等学校生徒指導協議会②	尼崎市生徒指導推進協議会 小・中・高連絡会			市内高等学校生徒指導協議会③	
	生活実態調査			阪神高等学校 生徒指導連絡協議会①					阪神高等学校 生徒指導連絡協議会②		阪神高等学校 生徒指導連絡協議会③	
	←-----											
-----→												
キャンパスカウンセラー・教育相談												

《組織的対応》

いじめの発見、情報の入手



情報収集、実態把握



事実確認



指導体制・方針の決定



対応



解消経過観察

日常の観察・いじめアンケート・教育相談  
保護者、生徒からの訴え・個人面談など



情報を得た教職員



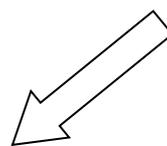
担任・学年主任・生徒指導部長等 ⇄ 教頭 ⇄ 校長



生徒指導担当



いじめ対応チーム（緊急対策会議）



- ①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解。
- ②事案の状況から、調査方針及び分担、事情を調査するメンバーを決定。
- ③複数名の教員で当該生徒について事情を確認し、事実関係を把握してチームへ報告。
- ④チームは指導方針を決定し、指導体制を編成。
- ⑤職員会議で報告、職員全体で共通理解。

保護者 ← 連携（適宜報告）

生徒への指導・支援

→ 連絡・相談 関係機関

- ①いじめ解消に向けた指導を行う。
- ②暴力・恐喝等の犯罪行為など、学校単独では指導が困難な場合、または重大な事案の場合は、関係機関に依頼。

解消



継続指導・経過観察

- ①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアを行う。



再発防止・未然防止活動

・警察(尼崎北警察署生活安全課少年係)  
06-6426-0110 (代)  
・尼崎少年サポートセンタ  
06-6493-2780  
・尼崎市青少年課愛護担当  
06-6423-8501

※生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し敏速に事案解決にあたる。
- ③事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミの対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

- ①ネット、スマホに関する正しい知識を提供するとともに、保護者への協力も依頼する。
- ②誹謗中傷を書き込むことは、「名誉毀損」であり、悪質なものは、検挙され、犯罪であることを認識させ、情報モラルの指導を折に触れ行う。